

村上市議会政務調査費の交付に関する条例

平成 20 年 4 月 1 日

条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、村上市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(以下「会派」という。)及び議員の職にある者(以下「議員」という。)に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務調査費は、村上市議会における会派及び議員に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 会派及び議員に対する政務調査費の額のうち、会派に対しては、年度の初日における当該会派の所属議員数に年額 9 万円(月額相当額 7,500 円)を乗じて得た額(以下「会派に対する政務調査費」という。)を、議員に対しては、年度の初日に在職する議員に年額 15 万円(月額相当額 12,500 円。以下「議員に対する政務調査費」という。)を 4 月に一括して交付する。ただし、任期満了に伴う一般選挙が行われる年度にあっては、当該年度の会派及び議員に対する政務調査費の月額相当額に、任期満了の日の属する月までの月数を乗じて得た額をそれぞれ交付するものとする。

- 2 一般選挙後の会派及び議員に対する政務調査費のうち、会派に交付する政務調査費は、会派が結成された日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、その日の属する月)から 3 月までの月数に会派に対する政務調査費の月額相当額を乗じて得た額を交付するものとし、議員に対する政務調査費は、議員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、その日の属する月。以下次項において同じ。)から 3 月までの月数に議員に対する政務調査費の月額相当額を乗じて得た額を交付するものとする。
- 3 補欠選挙、繰上補充又は再選挙(以下「補欠選挙等」という。)により新たに議員となった者が会派を結成し、又は既存の会派に所属した場合の会派に対する政務調査費は、会派を結成した場合にあっては、会派を結成した日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、その日の属する月)から 3 月までの月数に会派に対する政務調査費の月額相当額を乗じて得た額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を、既存の会派に所属した場合にあっては、会派に所属した日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たる場合は、その日の属する月。以下この項において同じ。)から 3 月までの月数に当該議員の会派における月額相当額を乗じて得た額を、会派を結成した日、又は既存の会派に所属した日の属する月の翌月にそれぞれ交付するものとし、補欠選挙等により新たに議員とな

った者に対する議員に対する政務調査費は、議員となった日の属する月の翌月から3月までの月数に議員に対する政務調査費の月額相当額を乗じて得た額を交付するものとする。

(会派の所属議員数及び議員の異動に伴う調整)

第4条 政務調査費の交付を受けた会派の所属議員の数に異動があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより会派に対する政務調査費の額を調整する。

- (1) 所属議員の数が増加した場合 異動があった日の属する月の翌月(その日が月の初日に当たるときは、その日の属する月。以下この項において同じ。)から3月までの当該異動後の所属議員の数により算定した会派に対する政務調査費の額と既に交付した会派に対する政務調査費のうち、異動があった日の属する月の翌月から3月までの会派に対する政務調査費の額との差額を追加して交付する。
 - (2) 所属議員の数が減少した場合 異動があった日の属する月の翌月から3月までの当該異動後の所属議員の数により算定した会派に対する政務調査費の額と既に交付した会派に対する政務調査費のうち、異動があった日の属する月の翌月から3月までの会派に対する政務調査費の額との差額から、その年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した額を控除して残余がある場合、当該残余の額のうち、減少した所属議員の政務調査費に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。
- 2 会派に対する政務調査費の交付を受けた会派が年度の途中において解散した場合は、既に交付を受けた会派に対する政務調査費の額から、その年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。
 - 3 議員に対する政務調査費の交付を受けた者が年度の途中において議員でなくなった場合は、既に交付を受けた議員に対する政務調査費の額から、その年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、政務調査費を市長が別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任)

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

- 2 議員に対する政務調査費の交付を受けた議員は、当該政務調査費の経理を自ら行わなければならない。

(実績報告書の提出)

- 第7条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、政務調査費事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
 - 3 政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき及び議員が議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該解散した会派にあってはその代表者、議員にあっては当該者(死亡した場合は当該者の関係者)は、速やかに第1項の実績報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

- 第8条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の額から、当該会派及び議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。
- 2 市長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がこの条例及び条例に基づく規則に違反したときは、交付した政務調査費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告書の保存)

- 第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された実績報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の村上市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年村上市条例第1号)、荒川町議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年荒川町条例第1号)、神林村議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年神林村条例第2号)又は朝日村議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年朝日村条例第1号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処

- 分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例により交付された政務調査費に係る収支報告書の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 26 日条例第 53 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の村上市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。